

第 1 回農業者の自家増殖に関する検討会概要

1 日時・場所 平成27年7月7日14:00～16:00 農林水産省共用第 4 会議室

2 出席者（別紙参照）

3 検討会の結果概要（〔 〕内は検討会後の資料の修正）

- (1) 「自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の検討基準」（案）（資料 2－2）について、合意が得られた。
- (2) アンケート調査方法（資料 2－3、2－4）については、以下の修正を行うこととなった。
 - ① アンケート調査及びパブリックコメントだけでは、自家増殖に育成者権を及ぼした場合の影響を十分に把握できない可能性が懸念される。このため、アンケート調査の結果から見出された自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の候補について、必要に応じて主産地の生産者団体や研究者等の有識者にヒアリング等を行う。〔資料 2－3 に反映済み〕
 - ② 資料 2－4 の「表 1：調査対象品目」については、「自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の検討基準」（案）に合致すると考えられる植物で委員から提案のあった品目の追加を検討する。〔検討の結果 資料 2－4 の表 1 に 8 5 品目を追加済み〕
 - ③ 資料 2－4 の「表 2：都道府県別生産者アンケート調査対象数」については、栄養繁殖をする植物のデータが十分把握できるよう、栄養繁殖する植物の割合が多い果樹、花き類及びきのこ類に重点配分するとともに、食用作物の調査対象数を減らす。〔資料 2－4 の表 2 に反映済み〕
- (3) 生産者用アンケート調査票に、「現在（今後）、自家増殖の制限を望む植物及び理由について」問う設問を追加する。〔資料 2－5 に問22を追加済み〕

4 その他

都道府県へ調査協力を依頼する際には、自家増殖を制限し種苗を毎年更新することによって、生産額が増加した等の成功事例を示すことが望ましい。